明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁）　一
○電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件（総務）　三
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　七
〔資　料〕
四半期別GDP速報（二次速報）（二〇一四（平成二十六）年一～三月期）（内閣府）　一二
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　一三
裁判所
破産、免責関係　一五
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、型式適合認定、厚生年金基金変更、平成二十五年度地方公共団体金融機構財務諸表関係　一五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一五
会社その他
会社決算公告　一五

告示

○公正取引委員会
消費者庁告示第三号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十一条第一項の規定に基づき、募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約（平成四年公正取引委員会告示第二十六号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年六月二十四日

公正取引委員会委員長　杉本　和行
消費者庁長官　阿南　久

募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約の一部変更の認定について

一　旅行業公正取引協議会（会長　古木康太郎）の申請に係る募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約の一部変更を平成二十六年六月十二日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類
旅行業及び旅行業者代理業

三　規約の内容
別記のとおり変更する。

四　認定の理由
規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（表示の基本） **第3条**　事業者は、第1条の目的を達成するため、募集型企画旅行の表示に関しては、次に掲げる事項を銘記し、規約の厳正な実施を期するものとする。 (1)　募集型企画旅行は、目に見えない商品で、一般消費者にとっては広告その他の表示を通じてしか事前に内容を知ることができないものであるので、事業者が募集型企画旅行についての表示をするに当たっては、可能な限り詳細かつ正確な情報を提供することに努め、いやしくも虚偽の若しくは誇大な表示をすること又は一般消費者の募集型企画旅行の選択に当たって重要な要素となる情報の不表示により、一般消費者に誤った期待を抱かせることがないよう、厳に戒めなければならない。 (2)　この規約の定めに反する誤った表示により一般消費者に誤認を与えた場合は、当該表示を行った会員事業者がその表示について是正措置を採らなければならない。 (3)　（略）	（表示の基本） **第3条**　事業者は、第1条の目的を達成するため、募集型企画旅行の表示に関しては、次に掲げる事項を銘記し、規約の厳正な実施を期するものとする。 (1)　募集型企画旅行は、目に見えない商品で、消費者にとっては広告その他の表示を通じてしか事前に内容を知ることができないものであるので、事業者が募集型企画旅行についての表示をするに当たっては、可能な限り詳細かつ正確な情報を提供することに努め、いやしくも虚偽の若しくは誇大な表示をすること又は一般消費者の募集型企画旅行の選択に当たって重要な要素となる情報の不表示により、一般消費者に誤った期待を抱かせることがないよう、厳に戒めなければならない。 (2)　この規約の定めに反する誤った表示により一般消費者に誤認を与えた場合は、当該表示を行った会員事業者がその表示について是正措置を採らなければならない。 (3)　（略）